

○総合支援センター規程

2011年3月11日

理事会承認

第1条 関西学院大学学生生活活動支援機構に総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 総合支援センターは、障がいのある学生の修学支援と学生相談（心理・修学・生活相談）を遂行し且つ相互に連携強化を図り、学生のワンストップサービスを提供することを目的とする。

第3条 総合支援センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 総合窓口に関する事項
- 2 障がい学生の授業支援に関する事項
- 3 障がい学生の学生生活自立支援に関する事項
- 4 支援のための施設・設備の設置調整に関する事項
- 5 各種パンフレット等印刷物の発行に関する事項
- 6 支援学生の講習会・トレーニング等に関する事項
- 7 学生生活上の諸問題についての支援・相談に関する事項
- 8 学内外機関との連絡、調整に関する事項
- 9 各種会議・研究会・委員会に関する事項
- 10 各種検査に関する事項
- 11 資料収集に関する事項
- 12 各種調査・研究に関する事項
- 13 その他必要な事項

（構成）

第4条 前条の業務を行うため、総合支援センターに次の教職員を置く。

- 1 総合支援センター長 1名
- 2 総合支援センター副長 2名
- 3 総合支援センター委員 6名
- 4 コーディネーター
- 5 カウンセラー

第5条 総合支援センター長は、総合支援センターの業務を統括する。

2 総合支援センター長は本学専任教員の中から、学生生活動支援機構長の推薦により学長が任命する。

3 総合支援センター長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、総合支援センター長が任期の途中で退任したとき、新任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

第6条 総合支援センター副長は、総合支援センター長を補佐する。

2 総合支援センター副長2名のうち、1名は障がいに関する専門知識を有する専任教員とし、1名はカウンセリングの専門知識を有する専任教員とし、学生生活動支援機構長の推薦により学長が任命する。

3 総合支援センター副長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、総合支援センター副長が任期の途中で退任したとき、新任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

第7条 総合支援センター委員は、総合支援センターの運営にあたる。

2 総合支援センター委員6名のうち、4名は障がいに関する専門知識を有する専任教員、2名はカウンセリングに関する専門知識を有する専任教員とし、学生生活動支援機構長の推薦により、学長が任命する。

3 総合支援センター委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、総合支援センター委員が任期の途中で退任したとき、新任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

(総合支援センター連絡会)

第8条 総合支援センター長は、円滑な運営を図るために、センター長、センター副長、センター委員、総合支援センター事務課長による総合支援センター連絡会を置き、定期的を開催する。

(総合支援センター委員会)

第9条 第3条に定める業務を円滑に推進していくために、総合支援センターに総合支援センター委員会を置く。総合支援センター委員会に関する規程は、別にこれを定める。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学生生活動支援機構事務部が行う。

第11条 この規程の改廃は、総合支援センター委員会及び学生生活動支援機構長室会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

1 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴

い 現行の「学生支援センター規程」を廃止する。

- 2 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2023年（令和5年）4月1日から改正施行する。